

TAX INFORMATION

税のたより

軽自動車の廃車・譲渡
などの手続きを
お忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、
軽二輪、軽四輪、小型特殊税
は毎年4月1日現在の所有者
にかかります。

お持ちの軽自動車を売却・
廃車したとき、または住所等
の変更があったときは、必ず
下記の届出場所が必要な手続
きを行ってください。手続き
を行わないと軽自動車税が課
税されたり、所有者のお手元
に納税通知書等が届かないな
どの原因となります。

なお、これらの手続きを業
者などほかの方に依頼された
方は、確実になされているか
どうかを確認してください。

注意事項

売却・譲渡・盗難等で現在
所有していても、手続き
をしないと登録された状態の
まま課税の対象となります。

問い合わせ先

役場 税務課
内線 176

軽自動車税に係る住所変更の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊	役場 税務課	印鑑および標識
軽四輪	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 昭和区八事富士見1603番地 ☎(833)3551	左記へお尋ねく ださい。
軽二輪 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局 愛知運輸支局 中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046	

軽自動車検査協会からの お願い

軽自動車の名義変更・廃車
等の届け出はお早めに
毎年3月は軽自動車税
の申告等の関係から、軽
自動車の名義変更・廃車
等の届け出が集中し、窓
口が大変混雑する状況と
なっています。これらの
届け出はできる限り3月
中旬ごろまでに済ませて
いただきますようお願い
します。

「カルタヘナ議定書」とは?

生物多様性条約には、
除草剤に耐えたり害虫
に抵抗したりする遺伝
子を人為的に組み込ん
だ農作物などのいわゆ
る「遺伝子組み換え生
物」が、生態系や生物
資源の利用などに悪影
響を及ぼさないよう、
輸出入の手続きなど国
際的な枠組を定めた
「カルタヘナ議定書」が
あります。1999年
にコロンビアのカルタ
ヘナで内容が討議され
たことが名前の由来と
なっています。

生物多様性条約を締
約している193の国

課

☎(954)6246

http://www.pref.aichi.jp/000017686.html

県環境部 環境政策



ストップ・ザ 交通事故
シートベルト みんなの大事ないのち綱